「全飲連 あんしん共済 おみせのマスター」とは、全飲連が引受保険会社である損保ジャパン日本興亜と契約して運営する『事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス（事業所限定方式・ワイドプラン・傷害ユニット不担保）」』です。

＜団体保険契約者＞

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105－0004 東京都港区新橋6－8－2 全国生衛会館5階
TEL.03－5402－8630　FAX.03－5402－8629
受付時間：平日の10：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

医療・福祉開発部 第二課
〒160－8338 東京都新宿区西新宿1－26－1
TEL. 03－3349－5137
受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、12／31～1／3を除きます。）

●お申込み・お問い合わせは下記の取扱代理店まで

＜取扱幹事代理店＞

株式会社日本橋保険センター

〒103－0025 東京都中央区日本橋茅場町2－4－6 松田ビル6F
TEL.03－3639－8844　FAX.03－3639－0580
受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

＜募集代理店＞

SJNK18-00257　2018.4.6 作成　501638　-0600　（18040038）

全飲連 あんしん共済

平成３０年度

おみせのマスター

（事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」ワイドプラン）

お申込締切日（全飲連着金日）：平成３０年７月２０日（金）

物損害リスク
＋
休業リスク
＋
賠償リスク

標準営業約款「Sマーク」対応！

総合型共済!

加入手続きも簡単!

これ1つで「おみせ」は安心!

保険期間（ご契約期間）

平成30年8月1日午後４時～平成31年8月1日午後４時（１年間）

□お申込締切日：平成３０年７月２０日（金）
□加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、保険料は必ず所定の振込票にてお払込みください。
□中途加入の方法は、取扱代理店までお問い合わせください。
□加入対象者および記名被保険者（保険の補償を受けられる方）は、全飲連の組合員にかぎります。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会
〒105－0004 東京都港区新橋6－8－2 全国生衛会館5階
TEL:03－5402－8630　FAX:03－5402－8629

ご加入の流れ

ご加入の流れについては次の通りとなります。

STEP 1　ご加入方式

事業所限定方式　事業所を指定してご加入いただきます。指定した事業所内で在庫高などの変動があっても保険期間の末日まで自動的に補償しますのでご契約内容の変更手続きが不要です。

STEP 2　貴店の業種の選択＊1

貴店が下表の飲食業①～③のどの業種に該当するか選択していただきます。

飲食業①	食堂、レストラン、そば・うどん屋、寿司屋、居酒屋、喫茶店、割烹、漫画喫茶　など
飲食業②	仕出、弁当、給食、惣菜小売、酒屋　など
飲食業③	バー、スタンドバー、キャバレー、スナック、ナイトクラブ、ダンスホール　など

※業種は正しくご選択ください。選択された業種が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

STEP 3　貴店の年間売上高のご申告＊1

保険料算出のため、貴社の直近会計年度の年間売上高（１００万円単位、消費税込）をご申告いただきます。

STEP 4　年間保険料のご選択

「おみせのマスター」保険料表（Ｐ９、Ｐ１０）をご確認いただき、上記ＳＴＥＰ②③に基づき、年間保険料をご選択ください。

STEP 5　ご加入!!

全飲連あんしん共済「おみせのマスター」加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ＳＴＥＰ④でご選択いただいた年間保険料をお払込みください。＊2

＊１　業種および年間売上高（消費税込）は正しくご申告ください。申告いただいた内容が、事実と相違している場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。
＊２　保険料のお払込みは必ず、所定の振込依頼書をご使用ください。

その他の引受条件　その他契約条件については次の通りとなります。

保険期間（ご契約期間）	１年間となります。	保険料お払込方法	年払です。

被保険者について　各ユニットの被保険者は次のとおりとなります。

物損害・休業ユニット	①貴店
賠償ユニット	①貴店　②貴店の役員・使用人　③貴店の下請負人　④貴店の下請負人の役員・使用人

②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。また、使用人にはアルバイトを含みます。

物損害ユニット　事業所限定方式

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はＰ５をご覧ください。

保険金額 **1，000万円**

●貴店所有の業務用の動産をまとめて補償!!

風災や水災などの自然災害に対しても従来の火災保険より補償内容が広がっています。

例

風災・雹災・雪災　 　従来の火災保険　２０万円未満の損害は補償の対象外　→　おみせのマスター　２０万円未満の損害でも実損害額を補償!

水災　 　従来の火災保険　床上浸水などの損害状況の条件あり　→　おみせのマスター　損害状況によらず実損害額＊1を補償!

＊１ただし自己負担額（１万円）を差し引いてお支払いします。

●保険金のお支払いは再調達価額基準でお支払い!!

損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額を基準としてお支払いします。ただし、保険の対象が商品・製品などまたは貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価（損害が発生した地および時における保険の対象の価額）が基準となります。

●業務用の現金の盗難についても1事故につき100万円まで補償!!

保険の対象

貴店所有の設備・什器等＊1や商品・製品等＊2が下記の場所（状態）にある場合に保険の対象となります。

対象敷地内＊3		輸送中	一時持ち出し中	対象敷地内＊3から２０m以内に設置されている自動販売機、看板
店舗建物内	野積み			

＊１　設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。（以下同じです。）
＊２　商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。（以下同じです。）
＊３　指定した店舗が所在する敷地内をいいます。（以下同じです。）

補償内容

保険の対象に偶然な事故による損害が生じた場合に損害保険金をお支払いします。

※対象物件の種類・場所（上記「保険の対象」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはＰ６をご覧ください。

保険金をお支払する例

①火災、落雷、破裂・爆発	②風災・雹災・雪災	③建物の外部からの物体の衝突、飛来など	④給排水設備に生じた事故による水濡れなど	⑤騒擾、労働争議など
事務所で火災が発生し、什器が焼失した。	台風で事務所の看板が吹き飛ばされた。	お店に車が突っ込み店舗内の設備がこわされた。	給水管が破損し、商品が水濡れした。	労働争議で設備、商品がこわされた。
⑥盗難	**⑦水災＊**	**⑧電気的・機械的事故＊**	**⑨その他不測かつ突発的な事故＊**	**⑩業務用現金などの盗難＊**
		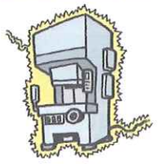		
倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。	大雨による洪水で事務所が水浸しとなり、設備がこわれた。	過電流で機械がこわれた。	商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。	事務所の金庫に保管していた現金が盗まれた。（1事故につき100万円限度）

＊⑦から⑨までの損害については自己負担額（１万円）を差し引いてお支払いします。

休業ユニット

事業所限定方式

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はＰ６をご覧ください。

保険金額
1，000万円
〔復旧期間12か月限度〕

●貴店所有のすべての設備・什器等や商品・製品等が損害を受けた結果、貴店の営業が休止、阻害されたために生じる損失を補償!!
●事故後の復旧期間内に営業を継続するために必要となる代替の設備・什器等の賃貸費用などを補償!!
●食中毒や特定感染症による損失を補償!!

対象物件

下記 A ～ F の対象物件に損害が発生した結果、貴社の営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

A	ご契約いただく事業所の設備・什器等や商品・製品等
B	指定した事業所
C	対象敷地内*にあるＡ以外の財物
D	対象敷地内*に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など
E	対象敷地内*へ通じる袋小路およびそれに面する建物など
F	事業所に製品を供給する者などが日本国内で占有する財物

＊指定した事業所が所在する敷地内をいいます。

補償内容

保険金をお支払いする例

※対象物件の種類・場所（上記「対象物件」ご参照）によって補償対象となる事故種類が異なります。詳しくはＰ６をご覧ください。

①対象物件に損害が発生した結果生じた休業損失など

火災、落雷、破裂・爆発

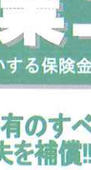

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。

風災・雹災・雪災

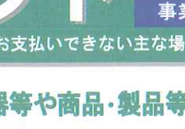

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。

建物の外部からの物体の衝突、飛来など

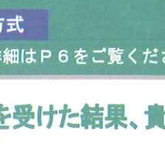

お店に車が突っ込みこわされた。

給排水設備に生じた事故による水濡れなど

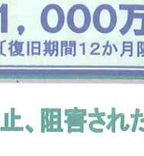

給水管が破損し、商品が水濡れした。

盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。

水災

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。

電気的事故・機械的事故

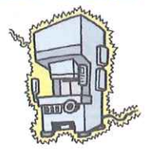

過電流で機械がこわれた。

その他不測かつ突発的な事故

商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。

②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

食中毒の発生など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。

電気・ガス・水道等の供給の中断

事故により電気の供給が中断し、営業を一部休止した。

賠償ユニット

事業所限定方式

※お支払いする保険金の内容、保険金をお支払いできない主な場合など、詳細はＰ７～８をご覧ください。

保険金額
1 億 円
（自己負担額1万円）

●賠償責任の解決のためのさまざまな費用も補償!!
●借用建物の損壊に伴う賠償責任のほか、賃貸借契約に基づき借用建物を修理した場合の費用も補償!!
●次の損害についての賠償責任も補償!!

- ●人格権侵害・宣伝障害
- ●貴店製品が原因で、納入先にて不良品ができあがってしまったことについての損害（不良完成品）
- ●見舞費用
- ●損傷のない財物の使用不能損害、損傷した受託物などの使用不能損害
- ●製造物など、それ自体の損害（他の財物の損害の原因となった場合）
- ●加工などを目的として受託した財物（作業受託物）・レンタル品（賃借物）などの損壊

補償範囲

●日本国内で発生した貴店の次の業務上の偶然な事故による **身体の障害・財物の損壊** に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

指定した事業所における施設・業務遂行リスク
指定した製造物（作業の結果）における製造物・完成作業リスク
指定した事業所の業務にかかる受託物リスク
指定した事業所が賃貸の場合の受託不動産リスク

●日本国内で発生した貴店の指定した事業所の業務上の行為による **人格権侵害・宣伝障害** に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

補償内容

保険金をお支払いする例

施設リスク

フロアのタイルがはがれているのに気づかず、来訪者がつまずいてケガをした。

業務遂行リスク

お客さまに出すお茶をこぼし、ヤケドを負わせてしまった。

製造物リスク

提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。

受託物リスク

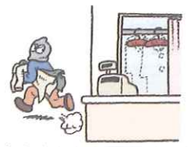

お客さまからお預かりしたコートを盗まれた。

受託不動産リスク

火災により借りている建物に損害が生じた。

損傷のない財物の使用不能損害

爆発により看板が隣接する鉄道線路敷地内に落下したため、電車の運行ができなくなり、鉄道会社の営業収益が減少した。

人格権侵害

お客さまを万引犯と間違えてしまった。

※上記のほか、「生産物自体の損害」「作業の結果自体の損害」についても補償の対象となります。

物損害ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①損害保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶然な事故により保険の対象(設備・什器等や商品・製品等)に損害(注1)が生じた場合に、再調達価額(注2)を基準にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価額のいずれか、低い額をお支払いします。(注3) （注１） ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。 （注２） 損害が発生した地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに要する額をいいます。 （注３） 保険の対象が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画・骨董、彫刻物その他の美術品である場合は、時価*が基準となります。 ＊損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。 （お支払いする損害保険金の額は、１事故につき１,０００万円が限度となります。）	＜設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由＞ ●保険契約者、記名被保険者、保険金受取人またはその代理人の故意、重大な過失、法令違反による損害 ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質などによる損害 ●対象敷地内から２０ｍを超える場所に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害 ●自動販売機、両替機などに収容されている商品に生じた盗難による損害。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ●ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・雹災・雪災の損害 ●日本国外で発生した事故　など ＜設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的・機械的事故に適用される固有の事由＞ ●保険の対象の瑕疵、自然消耗、劣化、ボイラスケール、錆、黴、キャビテーション、ねずみ食い、虫食いなどによる損害 ●差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力によって生じた損害 ●製造中または加工中の損害 ●保険の対象のうち、管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ●詐欺、横領、置忘れ、紛失など ●自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている商品が規定量以上に出ることによって生じた損害 ●楽器に生じた次の損害 a. 絃のみの切断、打楽器の打皮のみの破損 b. 音色・音質の変化 ●保険の対象が液体・粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害 ●亀裂その他の瑕疵があったガラスに生じた損害および取付上の瑕疵によって取付けた日からその日を含めて７日以内に生じたガラスの損害 ●保険契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害 ●土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害 ●発酵、自然発熱の損害 ●風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入 ●カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害　など ＜商品・製品等に適用される固有の事由＞ ●冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じる損害 ●万引きによって生じた損害 ●検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害 ●受渡しの過誤などによる損害 ●電力の停止または異常な供給による損害　など ＜手形・小切手の盗難に適用される固有の事由＞ ●手形・小切手の盗難事故が発生した際に、次の措置をただちに取らなかった場合 a. 振出人・引受人・取引金融機関に対して盗難事故発生の通知を行い、支払いの停止を依頼すること。 b. 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権判決の申し立てをすること。 c. 警察署などに届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること。 d. その他損保ジャパン日本興亜の要求した手続きを行うこと。 ●手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害　など
②物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を１事故につき１,０００万円限度にお支払いします。 **費用保険金**：**内容** 残存物取片づけ費用：残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など 修理付帯費用：復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備、装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業業務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など 法令変更対応費用：建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用 エコ対策費用：復旧にあたり環境に資する製品(注4)に買い換える場合などの追加費用 屋上緑化費用：保険の対象と同時に貴社所有建物の外壁または屋根が損害を受けた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用 （注４） エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。	
③通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中または一時持出中の状態にある業務用現金(注5)・手形・小切手など、または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、１事故につき１００万円を限度にお支払いします。 （注５） 対象敷地内から２０ｍ以内に設置の自動販売機内収容を含みます。	

【補償内容】

◎：お支払いします。自己負担額はありません。　○：自己負担額（１万円）を控除してお支払いします。　×：お支払いできません。

No.	事故の種類		対象敷地内		輸送中・一時持ち出し中・対象敷地内から２０m以内の看板および自動販売機
			対象建物内	左記以外（野積みなど）	
①	火災、落雷、破裂・爆発		◎	◎	◎
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	◎	◎	◎
		商品・製品等	◎	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突、飛来など		◎	◎	◎
④	給排水設備に生じた事故による水濡れなど		◎	◎	◎
⑤	騒擾、労働争議など		◎	◎	◎
⑥	盗難		◎	×	◎
⑦	水災	設備・什器等	○	×	○
		商品・製品等	○	×	×
⑧	電気的事故、機械的事故		○	×	○
⑨	その他不測かつ突発的な事故		○	×	○

［ご注意］保険の対象にならない物

次の物は保険の対象となりません。

●建物 ●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で１個または１組の価額が３０万円を超える物 など

※建物は火災保険、自動車・原動機付自転車は自動車保険を別途ご手配ください。

休業ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容	保険金をお支払いできない主な場合
①休業損失保険金	日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○・△」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が生じた結果、貴店の営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の額をお支払いします。 （ただし、事故の種類により、事故発生当日分の休業損失はお支払いの対象外となる場合があります。） てん補期間内の喪失利益（収益減少額×利益率）と収益減少防止費用(注1)の合計額からてん補期間内に支払いを免れた費用を差し引いた額をお支払いします。(注2) お支払いする休業損失保険金の額は、１事故につき１，０００万円が限度となります。 （注１） 標準売上高※1に相当する額の減少の発生および拡大を防止するためにてん補期間内※2に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。ただし、損害防止費用は含みません。 ※1 事故発生直前１２か月のうちてん補期間に応当する期間の売上高をいいます。 ※2 保険金支払の対象となる期間で、特に定めのない場合事故が発生した時に始まります。ただし、１２か月を限度とします。 （注２） 保険金のお支払対象となるてん補期間は、いかなる場合も１２か月までとなります。	＜共通の事由＞ ●保険契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反 ●地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故　●復旧・営業の継続に対する妨害 ●差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使　●供給者などの倒産 ●自動販売機、両替機などの機械に収容されている商品に生じた盗難 ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合を除きます。 ●対象建物外に設置された看板、自動販売機および収容される商品の損害　など ＜対象物件に生じた次の損害による損失など＞ ●次の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害 a. ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等 b. 建築中の屋外設備・装置 c. 桟橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置 ＜設備・什器等や商品・製品等に生じた不測かつ突発的な事故、電気的、機械的事故に適用される固有の事由＞ ●対象物件の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆、黴、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い ●製造中、加工中の損害　●管球類のみに生じた損害 ●汚損、すり傷などの単なる外形上の損傷で、機能に直接関係のない損害 ●詐欺または横領によって生じた損害　●対象物件の置忘れ、紛失 ●自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている商品が規定量または規定額以上に出ることによって生じた損害 ●対象物件である楽器に生じた次の損害 a. 絃のみの切断または打楽器の打皮のみの破損　b. 音色または音質の変化 ●対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害 ●保険契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害 ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害 ●発酵または自然発熱の損害 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 ●テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害　など ＜対象物件である商品・製品等に生じた次の損害による損失など＞ ●冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害 ●万引きによって生じた損害 ●検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害 ●対象物件の受け渡しの過誤などによる損害 ●電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみに生じた損害　など ＜次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水＞ ●土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動 ●屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み ●保険契約者、記名被保険者の従業員の故意 ●修理、清掃などの作業上の作業の過失・技術の拙劣　など ＜次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断＞ ●ユーティリティなどの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 ●賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断 ●労働争議　●脅迫行為　●水源の汚染、渇水または水不足　など ＜上記以外の理由＞ ●脅迫または恐喝などによる営業妨害によって生じた食中毒・特定感染症の発生　など
②営業継続費用保険金	補償プランに応じ、日本国内で発生した下表【補償内容】の「◎・○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、貴社の営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して１回の事故につき５００万円を限度にお支払いします。(注3) （注３） 保険金のお支払対象となる復旧期間は、いかなる場合も１２か月までとなります。	

【補償内容】

①次の事故により損害を受けた結果生じた休業損失など

◎:事故発生日の当日分から休業損失、営業継続費用をお支払いします。○:事故発生日の翌日分から休業損失をお支払いします。（営業継続費用は当日分からお支払いします。）×:お支払いできません。

事故の種類	貴店所有の設備・什器等や商品・製品等（Ｐ.３【対象物件】Ａ）			建物、アーケードなどＰ.３【対象物件】Ｂ～Ｆに掲げる財物
	対象敷地内		輸送中・一時持ち出し中	
	対象建物内	左記以外（野積みなど）		
火災、落雷、破裂・爆発	◎	◎	◎	◎
風災・雹災・雪災	○	○*	○*	○
建物の外部からの物体の衝突、飛来など	◎	◎	◎	◎
給排水設備に生じた事故による水濡れなど	◎	◎	◎	◎
騒擾、労働争議など	◎	◎	◎	◎
盗難	◎	×	◎	◎
水災	○	×	○*	○
電気的事故、機械的事故	○	×	○	○
その他不測かつ突発的な事故	○	×	○	○

＊ 商品・製品等についてはお支払いできません。

②次の事由が発生した結果生じた休業損失など

○:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。（営業継続費用は当日分からお支払いします。）
△:事由が発生した翌日分から休業損失をお支払いします。また、営業継続費用はお支払いできません。

対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○
対象敷地内または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○
不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの中断	○
不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○
対象施設における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生（ただし、保健所に届出のあったものにかぎります。）	△
対象施設における「Ｏ－１５７」「ＳＡＲＳ」などの特定感染症の発生（ただし、保健所に届出のあったものにかぎります。）	△
対象施設が食中毒・特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合の保健所などによる消毒などの措置	△

［ご注意］保険の対象にならない物

●自動車 ●原動機付自転車 ●船舶 ●航空機 ●動物・植物 ●貴金属・宝石・美術品で１個または１組の価額が３０万円を超える物 など

賠償ユニットの内容【事業所限定方式】

保険金の種類	お支払いする保険金の内容
①損害賠償金 （被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金をいいます。ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価値を差し引くものとします。）	日本国内で発生した貴店の業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、または貴店の業務上の行為（注１）により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金は、１回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額１万円を上回る場合に、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額１億円を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。

損害の種類			お支払限度額
身体の傷害			保険期間を通じて １億円限度
人格権侵害・宣伝障害			
財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能		
	損傷等の発生していない財物の使用不能		
	製造物自体・作業の結果自体の損壊		１事故1,000万円限度
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐取	１事故500万円または時価のいずれか低い額限度
		損傷等、紛失、盗取、詐取の結果発生する使用不能	１事故100万円限度
	受託不動産	損傷等	１事故5,000万円または時価のいずれか低い額限度
		損傷等の結果発生する使用不能	１事故100万円限度

（注１）お申込時にご指定された事業所における業務上の行為となります。

【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対して損保ジャパン日本興亜の承認なしに示談された場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

損害の種類	お支払限度額
損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。
財物の損壊	●施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ●受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ●受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。
施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務※に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。 ※お申込時にご指定された施設の所有・使用・管理、その施設の業務
製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果※に起因するすべての身体の障害および財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された製造物および作業の結果
受託物危険	受託物※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所の業務にかかる受託物
受託不動産危険	貴店が借用する不動産※に発生したすべての財物の損壊をいいます。 ※お申込時にご指定された事業所
人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。）、標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用

②損害防止費用（注２）	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用や石油拡散防止費用は除きます。
③権利保全費用（注２）	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。
④争訟費用（注２）	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。
⑤協力費用（注２）	損保ジャパン日本興亜が損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパン日本興亜の請求に応じて貴店がこれに協力するために支出した費用をお支払いします。
⑥初期対応費用（注２）（注３）	事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した初期対応のための費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など）をお支払いします。
⑦争訟対応費用（注２）（注３）	損害賠償責任の解決のために損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。
⑧見舞費用（注２）	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパン日本興亜の書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者１名あたり２万円限度、１事故につき１，０００万円を限度にお支払いします。
⑨建具等修理費用保険金	貴店の借用する事業用の建物（注４）に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の費用で修理した場合の費用について、１事故につき１，０００万円を限度にお支払いします。

（注２）結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。
（注３）⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて１，０００万円が限度となります。
（注４）お申込時にご指定された事業所が借用のときはその事業所建物となります。

賠償ユニットの内容【事業所限定方式】（続き）

保険金をお支払いできない主な場合

＜身体の障害・財物の損壊に関する事由＞

身体の障害・財物の損壊に共通の事由

●保険契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
●地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
●環境汚染（突発的な事故による汚染物質の流出などを除きます。）
●約定または合意によって加重された損害賠償責任
●記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害（労災事故）に対して負担する損害賠償責任
●記名被保険者の所有物の財物の損壊
●日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
●弁護士、医師、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）
●石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性　など

施設・業務遂行に関する固有の事由

●航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、または銃器の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故、対象敷地内での車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。）
●施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する事故を除きます。）
●塵埃（じんあい）または騒音に起因する損害
●基礎工事、地下工事、または土地の掘削工事に起因する土地の沈下、隆起、振動、土砂崩れ、土砂の流出・流入などによる財物の損壊
●記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の損壊
●石油拡散防止費用について負担する賠償責任
●記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害　など

製造物・完成作業に関する固有の事由

●故意または重過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
●記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊
【ご注意】次の①から③までのいずれかの条件を満たす場合はお支払いの対象となります。
①製造物等自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
②貴店の製造物の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
③貴店の作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合
●回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
●身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対して負担する損害賠償責任　など

受託物に関する固有の事由

●保険契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐取
●受託物の瑕疵（かし）、自然の消耗、黴（かび）、腐敗、鼠喰（ねずみく）い、虫喰いなどや自然発火、自然爆発による財物の損壊
●屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
●貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、設計書などの財物の損壊
●委託者に引き渡された日の翌日から起算して３０日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
●加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊（火災、爆発による場合を除きます。）
●法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒に酔った運転手または操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊　など

借用建物（受託不動産）に関する固有の事由

●改築、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊（被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。）
●汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
●借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
●貸主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊　など

＜人格権侵害・宣伝障害に関する事由＞

●被保険者の犯罪行為　●採用・雇用または解雇に関する行為
●広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者による行為
●契約違反
●宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
●商品、製品またはサービスの価格表示誤り
●日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害　など

＜建具などの修理に関する事由＞

●管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
●借用施設の瑕疵（かし）、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、錆（さび）、キャビテーション、ねずみ喰い、虫喰い
●借用施設の管球類のみに生じた損害
●汚損、すり傷、塗料のはがれなどの単なる外観上の損害であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
●借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害　など

［ご注意］

●個人情報を漏えいしたことによる賠償責任は対象となりません。

年間保険料表

業種区分	加入コース	業種例
飲食業①	A	食堂、レストラン、そば・うどん屋、寿司屋、居酒屋、喫茶店、割烹、漫画喫茶　など
飲食業②	B	仕出、弁当、給食、惣菜小売、酒屋　など
飲食業③	C	バー、スタンドバー、キャバレー、スナック、ナイトクラブ、ダンスホール　など

・年間売上高は１００万円単位でご申告ください。（１００万円未満は切捨てとなります。）
・年間売上高（消費税込）はご加入時点における直近会計年度（ご契約時点で把握できる最新の会計年度）の数値でお申込みください。
・正しいご申告をいただきませんと、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

（保険期間：1年）

年間売上高（消費税込）（１００万円単位・１００万円未満は切捨）	年間保険料		
	加入コースＡ（飲食業①）	加入コースＢ（飲食業②）	加入コースＣ（飲食業③）
200万円未満	13，870円	8，740円	25，130円
200万円以上300万円未満	16，090円	10，810円	30，650円
300万円以上400万円未満	18，280円	12，890円	36，180円
400万円以上500万円未満	20，470円	14，970円	41，700円
500万円以上600万円未満	22，670円	17，050円	47，230円
600万円以上700万円未満	24，870円	19，120円	52，760円
700万円以上800万円未満	27，060円	21，200円	58，290円
800万円以上900万円未満	29，250円	23，280円	63，810円
900万円以上1000万円未満	31，460円	25，360円	69，330円
1，000万円以上1，100万円未満	33，660円	27，430円	74，870円
1，100万円以上1，200万円未満	35，790円	29，450円	80，260円
1，200万円以上1，300万円未満	37，930円	31，480円	85，650円
1，300万円以上1，400万円未満	40，060円	33，510円	91，040円
1，400万円以上1，500万円未満	42，190円	35，520円	96，430円
1，500万円以上1，600万円未満	44，330円	37，550円	101，840円
1，600万円以上1，700万円未満	46，450円	39，580円	107，220円
1，700万円以上1，800万円未満	48，590円	41，600円	112，620円
1，800万円以上1，900万円未満	50，730円	43，620円	118，000円
1，900万円以上2，000万円未満	52，860円	45，650円	123，400円
2，000万円以上2，100万円未満	54，990円	47，670円	128，790円
2，100万円以上2，200万円未満	57，130円	49，700円	134，190円
2，200万円以上2，300万円未満	59，260円	51，710円	139，580円
2，300万円以上2，400万円未満	61，390円	53，740円	144，970円
2，400万円以上2，500万円未満	63，520円	55，770円	150，370円
2，500万円以上2，600万円未満	65，670円	57，790円	155，760円
2，600万円以上2，700万円未満	67，800円	59，810円	161，150円
2，700万円以上2，800万円未満	69，930円	61，840円	166，540円
2，800万円以上2，900万円未満	72，060円	63，860円	171，930円
2，900万円以上3，000万円未満	74，190円	65，880円	177，340円
3，000万円以上3，100万円未満	76，320円	67，910円	182，720円
3，100万円以上3，200万円未満	78，460円	69，930円	188，120円
3，200万円以上3，300万円未満	80，590円	71，960円	193，500円
3，300万円以上3，400万円未満	82，730円	73，980円	198，910円
3，400万円以上3，500万円未満	84，870円	76，000円	204，290円
3，500万円以上3，600万円未満	87，000円	78，030円	209，690円
3，600万円以上3，700万円未満	89，130円	80，050円	215，080円
3，700万円以上3，800万円未満	91，260円	82，070円	220，470円
3，800万円以上3，900万円未満	93，400円	84，100円	225，870円
3，900万円以上4，000万円未満	95，530円	86，120円	231，260円
4，000万円以上4，100万円未満	97，670円	88，150円	236，650円
4，100万円以上4，200万円未満	99，800円	90，170円	242，030円
4，200万円以上4，300万円未満	101，930円	92，190円	247，440円
4，300万円以上4，400万円未満	104，060円	94，220円	252，830円
4，400万円以上4，500万円未満	106，200円	96，250円	258，220円
4，500万円以上4，600万円未満	108，330円	98，260円	263，610円
4，600万円以上4，700万円未満	110，460円	100，290円	269，000円
4，700万円以上4，800万円未満	112，600円	102，310円	274，400円
4，800万円以上4，900万円未満	114，740円	104，340円	279，790円
4，900万円以上5，000万円未満	116，870円	106，360円	285，180円
5，000万円以上5，100万円未満	119，010円	108，380円	290，580円

年間保険料表（続き）

・年間売上高は１００万円単位でご申告ください。（１００万円未満は切捨てとなります。）
・年間売上高（消費税込）はご加入時点における直近会計年度（ご契約時点で把握できる最新の会計年度）の数値でお申込みください。
・正しいご申告をいただきませんと、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

（保険期間：1年）

年間売上高（消費税込）（１００万円単位・１００万円未満は切捨）	年間保険料		
	加入コースＡ（飲食業①）	加入コースＢ（飲食業②）	加入コースＣ（飲食業③）
5，100万円以上5，200万円未満	121，070円	110，360円	295，840円
5，200万円以上5，300万円未満	123，140円	112，330円	301，100円
5，300万円以上5，400万円未満	125，210円	114，310円	306，350円
5，400万円以上5，500万円未満	127，280円	116，280円	311，610円
5，500万円以上5，600万円未満	129，350円	118，260円	316，860円
5，600万円以上5，700万円未満	131，420円	120，230円	322，130円
5，700万円以上5，800万円未満	133，500円	122，210円	327，380円
5，800万円以上5，900万円未満	135，570円	124，180円	332，640円
5，900万円以上6，000万円未満	137，630円	126，160円	337，900円
6，000万円以上6，100万円未満	139，710円	128，130円	343，160円
6，100万円以上6，200万円未満	141，780円	130，110円	348，420円
6，200万円以上6，300万円未満	143，840円	132，080円	353，680円
6，300万円以上6，400万円未満	145，920円	134，060円	358，940円
6，400万円以上6，500万円未満	147，990円	136，030円	364，190円
6，500万円以上6，600万円未満	150，060円	138，010円	369，460円
6，600万円以上6，700万円未満	152，130円	139，980円	374，720円
6，700万円以上6，800万円未満	154，200円	141，960円	379，970円
6，800万円以上6，900万円未満	156，270円	143，930円	385，230円
6，900万円以上7，000万円未満	158，330円	145，900円	390，480円
7，000万円以上7，100万円未満	160，410円	147，880円	395，750円
7，100万円以上7，200万円未満	162，490円	149，850円	401，000円
7，200万円以上7，300万円未満	164，550円	151，820円	406，260円
7，300万円以上7，400万円未満	166，630円	153，790円	411，520円
7，400万円以上7，500万円未満	168，700円	155，770円	416，780円
7，500万円以上7，600万円未満	170，760円	157，750円	422，040円
7，600万円以上7，700万円未満	172，840円	159，720円	427，290円
7，700万円以上7，800万円未満	174，900円	161，690円	432，550円
7，800万円以上7，900万円未満	176，970円	163，670円	437，800円
7，900万円以上8，000万円未満	179，050円	165，640円	443，070円
8，000万円以上8，100万円未満	181，120円	167，620円	448，330円
8，100万円以上8，200万円未満	183，190円	169，590円	453，580円
8，200万円以上8，300万円未満	185，260円	171，570円	458，850円
8，300万円以上8，400万円未満	187，330円	173，540円	464，110円
8，400万円以上8，500万円未満	189，400円	175，520円	469，370円
8，500万円以上8，600万円未満	191，460円	177，490円	474，620円
8，600万円以上8，700万円未満	193，540円	179，470円	479，880円
8，700万円以上8，800万円未満	195，620円	181，440円	485，140円
8，800万円以上8，900万円未満	197，680円	183，420円	490，400円
8，900万円以上9，000万円未満	199，760円	185，390円	495，660円
9，000万円以上9，100万円未満	201，830円	187，370円	500，910円
9，100万円以上9，200万円未満	203，890円	189，340円	506，170円
9，200万円以上9，300万円未満	205，970円	191，310円	511，430円
9，300万円以上9，400万円未満	208，030円	193，290円	516，690円
9，400万円以上9，500万円未満	210，110円	195，270円	521，950円
9，500万円以上9，600万円未満	212，180円	197，240円	527，200円
9，600万円以上9，700万円未満	214，250円	199，210円	532，460円
9，700万円以上9，800万円未満	216，320円	201，190円	537，720円
9，800万円以上9，900万円未満	218，380円	203，170円	542，980円
9，900万円以上1億円未満	220，460円	205，140円	548，230円

※年間売上高１億円以上のお店の保険料に関しましては、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合せください。

≪保険料例≫

業　種：レストラン
売上高：３，５５０万円の場合

○レストランの業種区分は「飲食業①」のため、加入コースは『Ａ』となります。
○売上高は『 ３，５００万円 』になります。
○よって、年間保険料は『 ８７，０００円 』となります。

重要事項等説明書　契約概要のご説明と注意喚起情報のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

「全飲連 あんしん共済　おみせのマスター」 のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：おみせのマスター…この商品は事業活動総合保険の「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」および「賠償責任担保条項」によって構成されています。
■保険契約者　：全国飲食業生活衛生同業組合連合会
■保険期間　　：平成３０年８月１日午後４時から１年間となります。
■申込締切日　：平成３０年７月２０日
■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者および記名被保険者：全国飲食業生活衛生同業組合連合会の会員にかぎります。
●被保険者　：本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●お手続方法：加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、年間保険料を振込票にてお振込みください。
●中途脱退　：この保険から脱退（解約）される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
●満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

■おみせのマスターは、事業活動総合保険の「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」および「賠償責任担保条項」の３つによって構成されています。各担保条項（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです。

ユニット	概要
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者（加入依頼書等の記名被保険者欄に記載される方をいいます。）が所有する設備・什器（じゅうき）や商品・製品などの動産に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および営業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

【保険金をお支払いする主な場合】
パンフレットＰ５～Ｐ７をご確認ください。
【保険金をお支払いできない主な場合】
パンフレットＰ５、Ｐ６、Ｐ８をご確認ください。

ご 注 意

●全飲連 あんしん共済は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
●保険料算出の基礎となる売上高、延床面積、人数等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から２か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として１年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の８割まで（ただし、破綻時から３か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて８日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。
①保険期間が１年以内のご契約
②営業または事業のためのご契約
③法人または社団・財団等が締結したご契約
④保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約
●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●保険責任は保険期間の初日の午後４時（※）に始まり、末日の午後４時（※）に終わります。
（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。
●この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。
●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いします。
●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

ご 注 意（続き）

■個人情報の取扱いについて
○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（http://www.sjnk.co.jp/）に掲載の個人情報保護宣言をご覧くださるか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

■告知義務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）
（１）保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
＜告知事項＞
加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて
（２）保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げなかった場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
■通知義務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）
（１）保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
＜通知事項＞
加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
（２）また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
ご契約者の住所などを変更される場合
（３）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
（４）重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。

1．事故が起こった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2．賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

（注）この保険には示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら記名被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

3．保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出していただきます。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票　等
②	事故（災害）日時・事故（災害）原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、操業状況等報告書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書　等
③	損害（※1）の額、損害（※1）の程度および損害（※1）の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書　等 ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を示す領収証、費用明細書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）、損益計算書　等 ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　等
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書　等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（注2）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　等
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書　等
⑧	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための資料	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　等

（※1）損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失または費用のことをいいます。
（※2）保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。
（注）事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

4．3．の書類をご提出いただいた日からその日を含めて３０日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■事故が起こった場合
事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター　24時間365日受付】
0120-727-110　〈通話料無料〉

●指定紛争解決機関
損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕**0570-022808**〈通話料有料〉をご利用ください。
受付時間：平日の午前９時15分～午後５時　（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

MEMO